

家賃改定特別措置の令和3年度更新申請手続きはお済みですか？

～令和2年度に特別措置の適用を受けている方が対象です～

UR都市機構では、家賃改定に伴い家賃が引上げとなった住宅にお住まいの方のうち、一定の要件に該当する高齢者世帯等の方々を対象として、居住の安定を図るため、家賃の上昇を抑制する特別措置を講じています。

この特別措置の適用を受けていただくためには、毎年度、受付期間内に更新申請をしていただく必要があります。

令和2年度に特別措置の適用を受けている方には、令和3年度の更新申請についての案内と更新申請書を送付し、現在、申請を受け付けておりますので、まだお済みでない方はお早めにお手続きいただきますよう、ご案内いたします。

特別措置の適用を受けている生活保護世帯の方につきましては、令和3年度の生活保護に係る住宅扶助限度額の確認が取れ次第、UR都市機構から案内と申請書を送付させていただきます(令和3年3月中旬ごろ)ので、もうしばらくお待ちください。

家賃改定特別措置の令和3年度更新申請手続きについて

※この措置は建替事業に伴う特別措置とは異なりますので、ご注意ください。

対 象 者	令和2年度に特別措置の適用を受けている方 ※特別措置の適用を受けていない方は更新申請の対象とはなりません。	
受 付 期 間	高齢者・母子・障がい者・子育て世帯の方 令和3年2月27日(土)まで	生活保護世帯の方 令和3年3月31日(水)まで
受 付 場 所	お住まいの団地を管理している管理サービス事務所又は住まいセンター等	
提 出 書 類	・「家賃改定に伴う特別措置適用申請書」(対象者の方に郵送したもの) ・必要書類(住民票、住民税課税証明書等) ※詳細はお手元の案内をご覧ください。	
お問合せ先	お住まいの団地を管理している住まいセンター等	

障がい者等駐車場利用料金減額措置のご案内

UR都市機構では、駐車場のご契約者様又はご契約者様と同居されている親族の方が、右記の障がい等の程度に該当し、世帯の中で所得のある方全員の合計の所得月額^(※)が15万8千円以下の場合、日常生活を支援するため、駐車場利用料金(消費税課税前)を10%減額する措置を講じております。

なお、当該措置の適用を受ける場合は、申請手続きが必要となります。

当該措置の詳細及び申請手続きにつきましては、お住まいの団地を管理している住まいセンター等にお問い合わせください。

※所得月額とは、年間収入を一定の方式で所得になおし、そこから控除額を差し引いた金額を12カ月で割った金額のことです。世帯ごとの収入の種類・世帯構成によって控除額が変わり、所得月額が変わります。

対象となる障がい等の程度

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の障がいのある方
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級又は2級の障がいのある方で常時介護を要する方
- ③ 療育手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で常時介護を要する方
- ④ 児童相談所、知的障がい者更生相談所、又は精神科医等から重度の知的障がい又はこれと同程度の精神障がいがあると判定されている方で常時介護を要する方
- ⑤ 要介護認定を受けている要介護度が1から5である方

家賃額等の証明が必要なお客様へ

毎年4月に口座振替により家賃等のお支払いをいただいているお客様あてに「家賃等口座振替額のご案内」を圧着はがきによりご送付しており、令和2年4月のご案内の際に今年度で終了する旨お知らせさせていただきました。

今後、お勤め先に提出する等のために家賃額等を記載した書面が必要なお客様がいらっしゃいましたら、お客様の団地を管理しております住まいセンターあてに書面が必要な旨をお申し出いただけましたら、家賃額の証明書を発行させていただきます。

証明書発行のお申込み、またはご不明点等がございましたら、6ページ記載の住まいセンターあてにお気軽にお問合せのほどよろしくお願いいたします。

ただいま申込受付中! 毎年お子様が誕生日を迎えるたびにPontaポイントがもらえる!

「URでPonta」
キッズアニバーサリーサービス

お申し込み・詳細はこちら

<https://ponta-ur.jp/kids/>



各戸初回

1,300

Pontaポイントプレゼント!

※各戸、最初にプレゼントするお子様1人分が対象

＼以降も／

12歳まで毎年

各戸最大5人まで

1,000

Pontaポイントプレゼント!

※お子様1人あたり

©Ponta

